

佐賀県告示第三百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十一年十月二十七日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

鹿島市大字山浦字尾崎丙一八九六の一から丙一八九六の三まで、丙一八九七の二、丙一九〇三、丙一九〇四の一、丙一九〇四の二、丙一九〇六、字雨越丙一九九五の三、丙一九九六の一

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字尾崎丙一八九六の一・丙一九〇四の一・丙一九〇六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、丙一九〇四の二、字雨越丙一九九五の三（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(I) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び鹿島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二二
(一) 保安林予定森林の所在場所

嬉野市嬉野町大字吉田字夜打平甲四六七六の五、甲四六七六の二五から
甲四六七六の二七まで、甲四七五七、甲四七六一、字斧研甲四一七五の二、
甲四一八六の一、甲四一八六の二、甲四一八八の一、甲四一八八の二、甲
四二二一の一、甲四二二一の二、甲四二二一の二二、甲四二二二、甲四二
二三、甲四二二五、甲四二二七、甲四二二八の一、甲四二二八の三、甲四
二三〇

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字夜打平甲四六七六の二六・甲四七六一（以上二筆について次の図
に示す部分に限る。）、字斧研甲四二二一の一・甲四二二三・甲四二二
五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市
町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとす
る。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づ
くり本部森林整備課及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）